

階段を昇降する車いす？

## 可搬型階段昇降機について

今回は可搬型階段昇降機についてお話しさせていただきます。

可搬型階段昇降機は階段を昇降することのできる持ち運びが可能な福祉用具です。介護保険適用可能となっており、貸与品目としては移動用リフト、車いす付属品のどちらかとなっています。(貸与には要



介護2以上の認定が必要)

車いすとそっくりな見た目をしており、本体の頭部裏側に操作部があります。本体と階段をしっかりと密着させ、ハンドルの昇降ボタンを押す事で階段の昇降を開始します。

車いすで過ごされる方が在宅生活を継続する中で階段の問題解決は特に難しく、大半はヘルパーさんが2人掛りで持ち上げて階段を昇降するか、自宅の敷地内の階段であれば設置型の昇降機やエレベーターを設置する場合もあります。が、いずれにしても高額な費用や人員の確保が難しい状態にあります。可搬型階段昇降機

であれば介護保険適用でレンタルが可能。簡単な講習を受けていただくだけで家族の方でも操作が可能な為、階段に対して問題を抱えている方々からとても注目されている福祉用具となっています。

取り扱いに関しては弊社のような可搬型階段昇降機安全指導員(以下安全指導員)の資格を有しているスタッフが在籍している事業所のみとなっており、先ほど少し話が出ましたが家族様が可搬型階段昇降機を使用される際に受講される必要がある講習もこの安全指導員が講師を勤める運びになります。実技講習がメインとなっており、他にもいくつかの使用制限などもあります。弊社の安全指導員が丁寧に説明しますので興味がありましたらお声掛けください。

やすらぎの村

河内長野営業所 山仲 健太